

# 見守り 新鮮情報

第193号

**新聞広告**を見て健康食品を**電話で注文**した。数日後代引きで届き、代金を支払い受け取った。1カ月後に**同じ商品**が届いたが、請求書もなかったので**無料だと思い**、飲んでしまった。さらに1カ月後、6千円の

**振込用紙**とともにまた健康食品が送られてきたため、**驚いて**業者に連絡をしたところ「期日までに**断りの電話がなかった**ので、**定期購入**になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。（60歳代 男性）



## 通信販売…いつの間にか 定期購入になっていた

### ひとこと助言



注意してね

見守るくん

- 通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

## 見守り 新鮮情報

「1カ月前に**注文を受けた健康食品**が出来上がったので、**お届けします**」と**突然電話**があった。金額は約**2万5千円**だという。「そんなに高額な健康食品は**注文していない**」と答えたが、「注文している**ので受け取って**

**もらわないと困る**」

と言われた。その言い方が**怖かった**ので、「今回限りですよ」と言ってしまった。商品が届いたので**仕方なく代金を支払った**が、納得がいかない。

(70歳代 女性)



## 注文した覚えがない 健康食品を送りつけられた!

### ひとこと助言

きっぱり断ろう



見守るくん

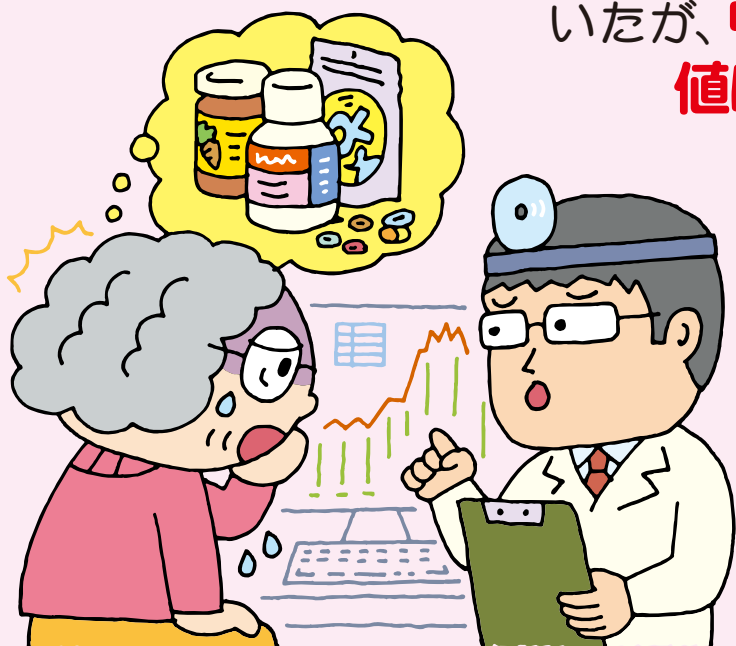
- 「注文いただいた健康食品を送ります」などと電話があり、申し込んでいないと伝えても、強引に健康食品を送りつけられたという相談が後を絶ちません。
- 申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときに、きっぱりと断りましょう。
- 商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族等に相談することも大切です。
- 電話で断りきれず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来ることがあります。すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

## 見守り 新鮮情報

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、**肝臓や胆道の病気**の変化を示す値が上昇していた。2～3カ月ほど前から、**3種のサプリメント**を摂取していたが、**中止**したところ、これらの**値は減少**した。**サプリメント**

**に対する反応を調べる血液検査**でもすべて**陽性**となり、**薬物性肝障害**と診断され、1カ月ほど**入院**となった。

(70歳代 女性)



# 健康食品の摂取による 肝障害にご注意

## ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。
- 健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄だん、発疹、吐き気・おう吐、かゆみ等の症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。
- 健康食品は、あくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは日頃の食事、運動、栄養に気を配りましょう。

## 見守り 新鮮情報

近所の**空き店舗に新しく入った店**では、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれるので、**毎日のように通っていた**。数日前、血管の話聞いた後、薬を

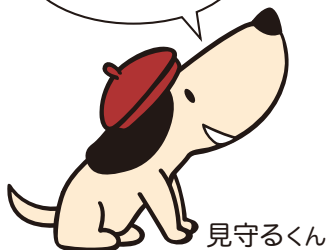
飲むよりも血管がきれいになるという**健康食品**を「**今日が締め切り**」などと勧められ、**断りきれずに購入した**。代金約**13万円**は**高額すぎる**。クーリング・オフしたい。  
(80歳代 女性)



## 安売りにつられて通ったら… 高額な健康食品を売りつけられた

### ひとこと助言

きっぱり  
断って!



見守るくん

- 無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。
- 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。